

転出手続きチェックリスト（窓口手続き用）

□市役所本庁舎での手続き（1階窓口）

窓口番号 (窓口名)	項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
1 住民票・戸籍証明	□転出届	市外に引越しする場合は、転出の届け出が必要です。 ※転出予定日の14日前から手続きできます。	●転出証明書交付申請書の提出が必要です。 (新しい住所及び転出予定日の記載が必要です) ●申請後、転出証明書を交付します。 ※マイナンバーカードをお持ちの方へは、転出証明書を交付しません。転入先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、転入手続きをしてください。		市民課 戸籍住民係 ☎26-7577
	□マイナンバーカードの住所変更 □住民基本台帳カードの住所変更	士別市での手続きは必要ありません。	●転入先の市区町村でマイナンバーカードの継続利用の手続きをしてください。 (暗証番号が必要になります)		
	□印鑑登録	転出予定日で廃止になります。	●印鑑登録証は、窓口に返却するか、ご自身で破棄してください。		
2 国保・後期高齢者・年金・医療費助成	□国民健康保険	国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。	●「健康保険証」「限度額認定証」を返却してください。 ※転出先市区町村への転入日以降は、士別市発行の保険証は使用できません。		市民課 医療年金係 ☎26-7703
		保険税額が変更になる場合、転出手続きの際、変更後の納付書をお渡しします。	●納期限までに納めてください。		
	□後期高齢者医療保険	保険税額が変更になり、還付が生じる場合、還付先口座の届出が必要です。	●還付先の口座がわかるものをお持ちください。		
		後期高齢者医療保険の資格喪失手続きが必要です。	●「健康保険証」「限度額認定証」を返却してください。 ※転出先市区町村への転入日以降は、士別市発行の保険証は使用できません。 ●道外へ転出する方へは「負担区分等証明書」を発行しますので、転入先の市区町村へ提出してください。		
	□国民年金	保険料額が変更になる場合、後日納付書を郵送します。	●納期限までに納めてください。		
		海外へ転出する場合は手続きが必要です。	●今後の年金についてご案内します。 (任意加入、保険料精算等の手続き)		
	□重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者医療費助成の資格喪失手続きが必要です。	●「受給者証」を返却してください。 ●資格喪失届を提出してください。		
	□ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失手続きが必要です。	●「受給者証」を返却してください。 ●資格喪失届を提出してください。		
□乳幼児等医療費助成	乳幼児等医療費助成の資格喪失手続きが必要です。	●「受給者証」を返却してください。 ●資格喪失届を提出してください。			

窓口番号 (窓口名)	項目	必要な手続き	手続き方法	確認欄	連絡先 市外局番 (0165)
3 市税証明・税金	<input type="checkbox"/> 原付バイク（125cc以下）小型特殊自動車（農耕用含む）の届出	車両の主たる定置場を転入先の市区町村に変更する場合、手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●士別市が交付した「標識（ナンバープレート）」を返却してください。 ●転入先の市区町村で新たに「標識（ナンバープレート）」を取得してください。 		税務課 市民税係 ☎26-7720
	<input type="checkbox"/> 市税の納付	<p>市税の未納がある場合は、速やかに納付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国保税 <p>納期がこれから到来する市税がある場合は、納付書を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 	<ul style="list-style-type: none"> ●納付書を確認し、最寄りのコンビニ店舗等で早急に納付してください。 ●納付書を紛失した場合は、再発行を受けてください。 		税務課 納税係 ☎26-7718
4 上下水道 公営住宅	<input type="checkbox"/> 上下水道	上下水道を使わない場合は、使用中止の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●使用中止の手続きは、電話やHPからでもお受けできます。 ※使用中止の手続きしないと、基本料金が掛り続けます。 ※HPは「インターネットによる上下水道の使用開始・中止等の受付」をご覧ください。 		上下水道局 経営料金係 ☎26-7725
	<input type="checkbox"/> 公営住宅	公営住宅の退去手続きや同居者の転出手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●状況により必要な手続きが異なりますので、転出の届け出前に担当までお問い合わせください。 		建築課 住宅係 ☎26-7726
5 市民相談・自治会	<input type="checkbox"/> しべつ霊園 市内共同墓地	しべつ霊園または市内共同墓地の利用者は、住所変更の手続きが必要です。 ※使用者とは、墓地使用权を有する方です。	<ul style="list-style-type: none"> ●住所変更の届け出をしてください。 (必要書類) ・墓地使用者の新しい住所の住民票（本籍の記載があるもの） ・墓地使用許可証 		都市環境課 環境係 ☎26-7734
	<input type="checkbox"/> 畜犬登録	<p>犬も一緒に転出する場合、士別市での手続きは必要ありません。</p> <p>飼い主を変更する場合、手続きが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●転入先の市区町村で手続きをしてください。 ●飼い主変更届を提出してください。 ※新しい飼い主が申請者になります。 		朝日支所 地域生活課 ☎28-2121
7 福祉まるごと相談窓口	<input type="checkbox"/> 児童手当	児童手当受給事由消滅の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当受給事由消滅届を提出してください。 		こども・子育て 応援課 子育て支援係 ☎26-7759
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	児童扶養手当の住所変更の手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当住所変更届を提出してください。 ●転入先の市区町村へ「受給者証」を提出してください。 		
	<input type="checkbox"/> 介護保険	介護保険の資格喪失手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護保険被保険者証」「限度額認定証」「負担割合証」を返却してください。 ※転出先市区町村への転入日以降は、士別市発行の保険証は使用できません。 		高齢者福祉課 高齢者係 ☎26-7749
		保険料が変更になり、還付が生じる場合、還付先口座の届出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●還付先の口座がわかるものをお持ちください。 		
各種サービスの喪失手続きが必要です。		<ul style="list-style-type: none"> ●状況により必要な手続きが異なりますので、転出手続きの際にご案内します。 			
	保険料・サービス利用料に未納がある場合、納付方法の確認が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●納付方法について窓口で確認してください。 			

